

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主やお客様をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーと良好な関係を築き、持続的に企業価値を向上させることが経営の重要課題と捉えております。そのため、意思決定や業務執行の迅速性を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、リスク管理・コンプライアンス体制の強化等、実行性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、すべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住本 幸士	7,027,500	65.78
島田 雄太	300,000	2.80
治田 知明	123,530	1.15
北島 新一	83,100	0.77
SMB C日興証券株式会社	57,900	0.54
松井証券株式会社	53,600	0.50
廣橋 一晃	36,300	0.33
有限会社TUTUM!工務店	35,000	0.32
坂西 茂	34,970	0.32
葛城 秀彦	30,500	0.28

支配株主(親会社を除く)の有無

住本 幸士

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

4 月

業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引は、原則として行わない方針ですが、当社と支配株主が取引を行う場合は、少数株主保護の観点から、取締役会において当該取引の合理性及び必要性並びに取引条件の妥当性について十分検討する予定です。

なお、ガバナンス体制をさらに強化することを目的として、社外取締役1名の追加就任、及び、任意の指名報酬委員会設置の早期実現に向けて取り組んでまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高島 和明	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高畠 和明	○	---	同氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していること、当社の社外取締役として、独立した客観的な立場から経営や財務について幅広い提言を積極的に行っていること、さらに上記のとおり、独立性に関する判断要素として掲げられたいずれの事由にも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
 ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
 を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

監査役及び内部監査担当は、
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
 ・業務の効率性（財務報告の適正性を含む）の状況
 ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等
 を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

内部監査担当及び会計監査人は、
 ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
 ・会計監査の実施状況の確認
 ・内部統制確認状況の共有
 を連携して行い、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚原 謙二	他の会社の出身者													
串田 隆徳	公認会計士													
清水 幸明	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚原 謙二	○	----	企業経営の管理における豊富な経験と幅広い見識があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有している事から、社外監査役として適任であると判断しております。 選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
串田 隆徳	○	----	監査法人での監査経験及びコンサルティング会社での経験があり、また、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事から、社外監査役として適任であると判断しております。 選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。
清水 幸明	○	----	弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通していることから、法律的側面からの助言及び意見等を期待し、社外監査役として適任であると判断しております。 選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上及びガバナンス強化に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上及びガバナンス強化に対する意欲を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- 基本方針
当社の取締役の報酬は、中長期的な業績及び企業価値の向上等に資するよう配慮した報酬体系とし、取締役の個人別の報酬は固定報酬のみとする。また、現在、当社取締役の報酬は月例の固定報酬のみであるが、今後、事業拡大・成長フェーズを鑑み、優秀な人材の維持・確保に向け、業績連動報酬の導入等を含めて柔軟に検討を行い、必要がある場合には取締役会決議によって改定する。
- 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、各役員の能力、実績、市場水準、当社における状況を総合的に加味して決定する。
- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
個人別の報酬額については、代表取締役が検討、議案を提示のうえ、取締役会決議により決定する。

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2021年10月27日の株主総会において、取締役の報酬等の額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内として決議頂いております。なお、当該株主総会終結時点の取締

役の員数は4名、監査役の員数は3名でございます。なお、役員の報酬に、企業内容等の開示に関する内閣府令で定義される業績連動報酬に該当するものではありません。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役と社外監査役を含む全役員に対して、取締役会における充実した議論に資するため、事前に取り締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明等も行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- a. 取締役会
当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款および法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。議長は代表取締役社長である住本幸士が務めております。
- b. 監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は、取締役会等の重要な会議の出席や、各取締役等からの報告收受などに取り組んでおります。監査役会は毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は、監査方針・監査計画ならびに監査の状況および結果について適宜協議を行い、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めております。議長は常勤監査役である塚原謙二が務めております。
- d. 内部監査担当
当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査担当(専任者1名)が行っております。内部監査担当は、内部監査規程及び内部監査計画等に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続及び内容の妥当性等について、各部門の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、内部監査担当は、その後の改善状況について確認し、フォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。また、内部監査担当と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。監査役・会計監査人との三様監査会議は概ね3ヵ月に一度程度実施しております。
- e. リスク管理・コンプライアンス委員会
当社は、リスク防止に関する方針及び対策等を審議し、法令・諸規則等遵守経営の徹底を図るためリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。当委員会は、取締役3名、常勤監査役1名を中心に構成され、その他従業員(内部監査担当、事業本部内各事業部長及び事業部長が部門内で指名する者、管理本部経理財務部長、運営事務局メンバー)が参加し、原則として、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて開催することとしております。リスク管理については、経営リスク、法令リスク、情報セキュリティリスク及び災害リスクの適正な管理のため、これらのリスクについて管理責任者を定め、リスク管理のための体制を整備しております。コンプライアンスについては当社及び当社に勤務する者による違法行為を未然に防止するとともに、経営の健全性を高めるための内部管理体制の整備及び維持を図っております。また、必要あるときは適宜、弁護士、会計監査人及び税理士等に相談を行い、管理体制の強化を図っております。
- f. 会計監査人
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会、内部監査担当、リスクコンプライアンス委員会、会計監査人、といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。
監査役会設置会社を選択したのは、監査役任期・独任制維持の観点から、長期安定的体制監査・監査役の単独権限行使が可能な監査役会設置会社が現状におけるガバナンス強化に資すること、また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、当該体制において、取締役の相互監督及び監査役による経営監視機能が十分に機能し、経営の適正性・健全性が確保されていると考えているためであります。
また、コンプライアンス違反やリスク発生の防止や対応をするためリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は決算作業の早期化、監査法人との連携による株主総会招集通知の早期発送に向けた体制整備を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、多くの株主に出席いただくために、他上場企業の株主総会の集中日を避けた日程設定を行うこととしております。

電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、情報開示に対する基本方針や開示方法等について記載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、決算短信、有価証券報告書(四半期報告書)、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に、当社の経営方針、事業活動、財政情報等に関する情報を分かりやすく公平かつ適時・適切に提供することを基本方針としてIR活動を実践いたします。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。株主やお客様をはじめ、取引先、従業員等、あらゆるステークホルダーが、的確な情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2022年6月10日付の取締役会において、有価証券上場規程第439条で定める「内部統制システムに関する基本方針」の決議を行っており、現在その体制に基づき内部統制システムの運用を行っております。基本方針の概要は以下のとおりです。

- a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - (b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - (c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - (d) 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従

い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

c. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 当社は、代表取締役社長をリスク管理の総責任者とし、管理本部長を総括委員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

(b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

d. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時開催する。

(b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 代表取締役社長は、自らが最高倫理責任者となり、管理本部長をコンプライアンス管理について責任を負うコンプライアンス担当役員として任命し、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。リスク管理・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。

(b) 万が一、コンプライアンスに関する重大な事態が発生した場合は、リスク管理・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

(c) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンス行動規範」を定める。

(d) 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（人事総務担当・内部監査担当・社外監査役）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

(b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

(b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、監査役の職務の遂行に支障のないよう速やかにこれに応じるものとする。

i. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

(b) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、当社が定める財務報告に係る内部統制評価基本計画書に基づき、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

当社における方針・基準等については、「反社会的勢力対策規程」において定めており、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に対する業務を所管する部署は人事総務部とし、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や外部専門機関への相談など体制を構築するとともに、「反社チェック対応マニュアル」を整備しています。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部組織との連携に関しては、2020年9月に公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会 愛宕地区特防協に加入し（2021年4月に本社移転に合わせ万世橋地区特防協へ地区異動しております。）、反社会的勢力に関する情報の収集に努めています。また、2020年10月には当社における不当要求防止責任者（取締役管理本部長）を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携できる体制を構築しております。

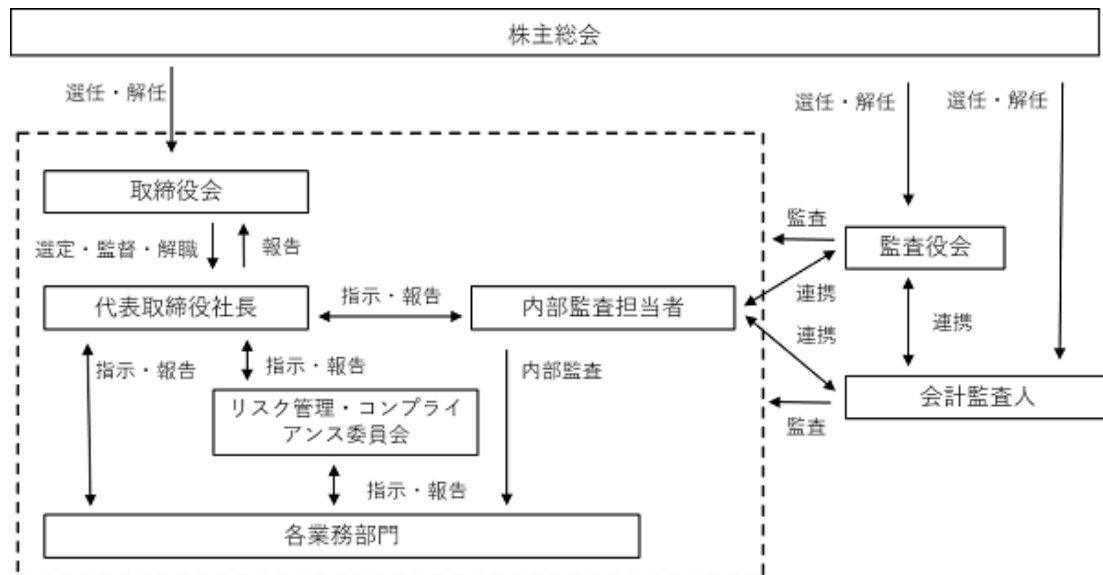
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

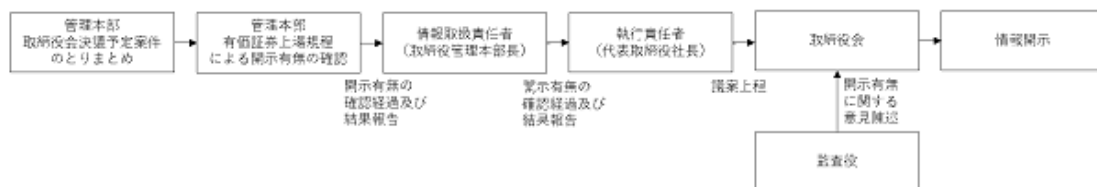
該当項目に関する補足説明

提出日現在、買収防衛策は導入しておらず、また、その計画也没有せん。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 当社に係る発生事実に関する情報等 >

